

飲酒運転絡みの懲戒解雇処分は重すぎるか・・・

ここ最近、公務員をはじめとする飲酒運転事故のニュースが毎日のように報道されていますが、各自自治体の対応は一律ではなく、事故を起こさなくとも飲酒運転が発覚しただけで懲戒解雇する自治体、飲酒運転で事故を起こした場合に懲戒解雇する自治体等、処分の重さには温度差が見受けられます。懲戒解雇というのは、懲戒権のなかでも最高刑であり、その行使については、厳格な手続きを経て行うことが求められています（解雇権濫用法理）。会社内においては、まず就業規則にその根拠規定が求められるのは言うまでもありません。刑法で言う罪刑法定主義の考え方ですね。飲酒運転（事故）と懲戒（解雇）との考え方ですが、私なりに次の4つの視点で総合的に勘案する必要があると考えています。

- ①飲酒運転（事故）が業務上なのか業務外なのか
- ②飲酒運転（事故）の程度・内容
- ③飲酒運転（事故）を起こした者の職種が運転業務なのか否か
- ④運転業務を主とする業種・業界なのか否か

現時点では解雇有効・無効の判断は、判例、裁判例は分かれています。今後の司法判断は飲酒運転者にとって、より厳格化していくことでしょう。また、駐車違反に対して所有者連帯責任の制度が施行されたのに伴い、社有車の管理がより一層求められることとなります。



下関市では初のLLPの設立・登記を行いました

少々古い私事で恐縮ですが、去る3月1日、下関では初のLLP（有限責任事業組合）の設立・登記を行いました。その名称は、退職金コンサル有限責任事業組合と言いまして、退職金制度、賃金制度改定のコンサルティング、セミナー事業等を主要業務としております。このLLP（有限責任事業組合）は何かと言いますと、昨年8月に施行された新しい制度（法的には民法組合の一形態）で、専門家同士が共同でプロジェクトを行うときなどにマッチングがよく有効だと言われています。

LLP設立のメリットとして・・・

- *メリット①⇒ LLP自体には課税されない（パススルー課税）
- *メリット②⇒ 有限責任（出資の範囲内）
- *メリット③⇒ 損益分配が柔軟に行える（出資割合に拘束されない）

この度、設立した退職金コンサル有限責任事業組合は、退職金・賃金制度全般の専門家である社会保険労務士とファイナンス・保険の専門家であるファイナンシャル・プランナーがお互いの専門分野をマッチングさせてトータルで退職金・賃金制度改定をサポートするというものです。振り返れば登記申請時、下関法務局の担当者はLLPの制度すら知らない様子で、手探りのスタートでしたが、お陰様で設立登記も無事終了し、今現在、県内事業所の退職金制度、賃金制度改定のコンサルティングを数社受注するに至っております。LLPの運営自体はまだまだ分からない点がありますが、実務を通して身につけて行きたいと考えております。近況報告が出来る状態になりましたら、この紙面で皆様にご披露したいと思っております。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させて頂きます。よろしく申し上げます。

FAX番号 45-7166 不要 貴社名 _____